

第9章 活力ある農村と道民理解

1 農業・農村の多面的機能の発揮

（農業・農村の多面的機能）

農業・農村は、食料の安定供給といった基本的な役割に加え、その生産活動を通じて、洪水や土壌浸食の防止、水源かん養などの国土保全機能を始め、良好な景観の形成や自然環境の保全、さらには、教育や休息・休暇の場の提供など多面的な機能を有しています。

平成13年（2001年）に日本学術会議が行った農林水産大臣に対する答申では、こうした多面的機能の評価額は8兆2,226億円に上っています。

こうした農業・農村の持つ多面的機能による効果は、農業関係者や農村地域に居住する人々だけではなく、国民全体が享受しています。これらの効果を将来にわたって発揮することができるよう、農業・農村に対する理解を促進し、農業・農村の振興に取り組む必要があります。

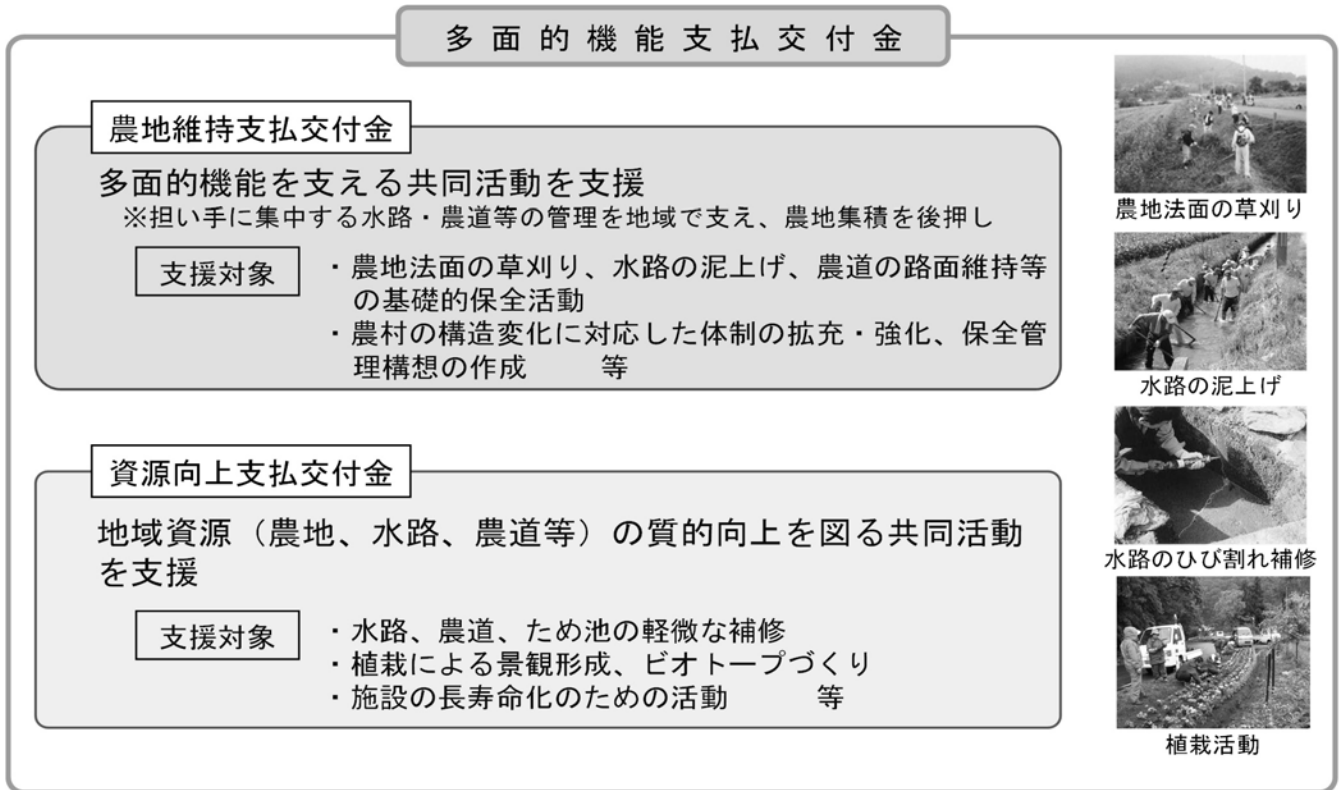
（多面的機能支払交付金）

農業・農村が有する多面的機能は、農業生産と農村集落の共同活動により支えられていますが、近年、農村地域の過疎化や高齢化、農家と非農家の混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、集落機能の低下により共同活動が困難になると、農用地や水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加することが懸念されます。

このような状況に対応するため、国では平成26年度（2014年度）に「多面的機能支払交付金」を創設し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を行い、地域資源の適切な保全管理を進めています。また、これにより、担い手農家への農地集積の後押しも行っています。

令和4年度（2022年度）では、道内の153市町村、714組織で取組が行われており、交付対象面積は約78万haとなっています。活動組織における共同活動としては、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的保全活動に加え、水路、農道等の施設の軽微な補修や農村環境の保全などの取組が行われています。

図表9-1-1 多面的機能支払交付金の概要



資料：北海道農政部作成

（中山間地域等直接支払交付金）

中山間地域等直接支払制度は、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法及び離島振興法、棚田地域振興法の地域振興6法の指定地域等において、耕作放棄地の発生が懸念される傾斜農用地等を対象に、平地地域との生産条件の格差の8割相当を交付金として支払うもので、集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動などを行う農業者等を対象に、平成12年度（2000年度）から5年間ごとの対策として実施されています。

令和2年度（2020年度）から始まった第5期対策では、集落の話し合いにより協定農用地と集落の将来像を明確化し、対策期間後も農業生産活動が継続されることを促すとともに、農業生産活動の継続に向けた取組に対する支援が強化されました。

なお、令和4年度（2022年度）の道内の取組実績は、98市町村、316協定（314集落協定及び2個別協定）、交付対象面積は約27万haとなっています。

集落における共同取組としては、10年から15年後を見据えて、協定参加者が協定農用地1筆ごと及び集落全体の将来像について話し合い、将来的に維持すべき農用地を明確化するとともに、その農用地をどのような手法で守っていくか合意形成を図るほか、農業生産活動を通じた耕作放棄の防止や多面的機能を増進する取組に加えて、新たな人材の確保などの集落機能強化や棚田の保全などの棚田地域における振興活動等の取組が行われています。

図表9-1-2 共同取組活動の概要

項 目		主 な 取 組
①集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落のめざすべき将来像とそれを実現するための活動方策
②農業生産活動などとして取り組むべき事項	耕作放棄の防止などの活動	賃借権設定・農作業の受委託、農地の法面点検
	水路・農道等の管理	農道の管理、水路の管理
	多面的機能を増進する活動	景観作物の作付け、堆きゅう肥の施肥
③農業生産活動などの体制整備として取り組むべき事項		集落戦略の作成
④加算措置として取り組む事項	棚田地域振興活動加算	棚田の保全・多面的機能の維持発揮・地域の振興
	超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地の保全
	集落協定広域化加算	集落協定の広域化、地域づくりなどの団体の設立
	集落機能強化加算	新たな人材の確保、移住促進
	生産性向上加算	生産効率の向上、管理の省力化、高付加価値型農業の実践

資料：北海道農政部作成

交付金を活用したこれらの取組により、耕作放棄地の発生防止に向けた活動などが積極的に行われ、生産条件が不利な地域における生産の維持や多面的機能の確保に大きな効果を上げており、令和元年（2019年）に北海道が実施した第4期対策の最終評価においても、実施市町村や農業者から「集落の話し合いなどによる共同意識の高まり」や「新規就農者等の人材が確保された」などの高い評価を得ています。

（活力ある中山間地域づくり）

中山間地域は、農業生産活動や森林の整備などを通じ国土保全などの多面的機能を有しており、下流域の生命と財産を守る重要な国民全体の財産となっています。

しかし、平野部と比べて地理的・社会的条件が不利な中山間地域では、担い手の減少や高齢化、過疎化の進行が早く、集落機能や多面的機能の低下が懸念されています。

多面的機能を有する中山間地域を守り、発展させ、豊かさと活力ある農村づくりを行うため、道内では生産基盤や農村生活環境、防災対策等の総合的な整備が進められています。

2 農業・農村とのふれあいの場の提供

(1) 都市と農山漁村の共生・対流

(進む都市と農村の交流)

近年、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと、国民の価値観やライフスタイルが多様化し、都市住民や訪日外国人を中心に、農山漁村の風土に根ざした食や農林漁業体験のほか、美しい景観・田園空間に身を置くことで感じる清々しさや豊かさなどを求める気運が高まっています。

一方で、こうした多様な機能を有する農村においては、人口減少や高齢化が進行していることなどから、地域の活力低下が危惧されています。

このため、都市住民や外国人旅行者に対し、食や体験、交流などを通じて農村の魅力にふれる機会を提供し、農業・農村への理解を深めてもらうとともに、地域の活性化につなげていくことが重要となっています。

道内では、地域の多様な資源を活かした農産物の加工や販売、農家レストラン、ファームイン等のグリーン・ツーリズムの取組が各地で進められているほか、学校教育や社会教育における体験学習等の場として農村を活用する動きが広がってきており、修学旅行等のメニューとして農業体験を取り入れる学校も増えてきています。

(定住と地域間交流の促進)

国は、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、平成19年（2007年）5月に農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律を制定し、市町村等が作成した活性化計画の実現に向けて、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））により、農産物加工・販売施設や地域間交流拠点等の整備を支援しています。

道内の市町村においても、この活性化計画に基づく交付金を活用した都市農山漁村総合交流促進施設や農林漁業・農山漁村体験施設の整備などの取組が進められています。

(子ども農山漁村交流活動の推進)

子どもたちが親元を離れ、農村で体験交流活動を行うことは、農村に暮らす人々との交流を始め、自然・農業体験や農村文化に触れる機会となるばかりではなく、自らを律しつつ、周囲と協調することを通じて、思いやる心や共感する心を育み、豊かな人間性や社会性等を身に付ける貴重な機会となります。

また、受け入れる農村においても、子どもたちが、驚きと感動をもって自然や農業と向き合う姿や元気な笑い声、様々な体験に取り組む真剣な眼差し等が、郷土の良さを再発見し、誇りを呼び起こすとともに、子どもたちとの交流を契機とした地域の再生や活性化につながったなどの効果が報告されています。

こうした動きに対応し、国は、平成20年度（2008年度）から「子供の農山漁村体験（通称：子ども農山漁村交流プロジェクト）」に取り組んでおり、令和2年度（2020年度）に閣議決定

された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」においても、具体的な目標を定め、取組を推進していくこととされました。

道においても、このプロジェクトの推進を図るため、総合政策部が中心となり「子ども農山漁村交流プロジェクト推進庁内連絡会議」を設置し、教育庁をはじめとした関係部署との情報共有と活動推進に取り組んでいます。

(2) グリーン・ツーリズム

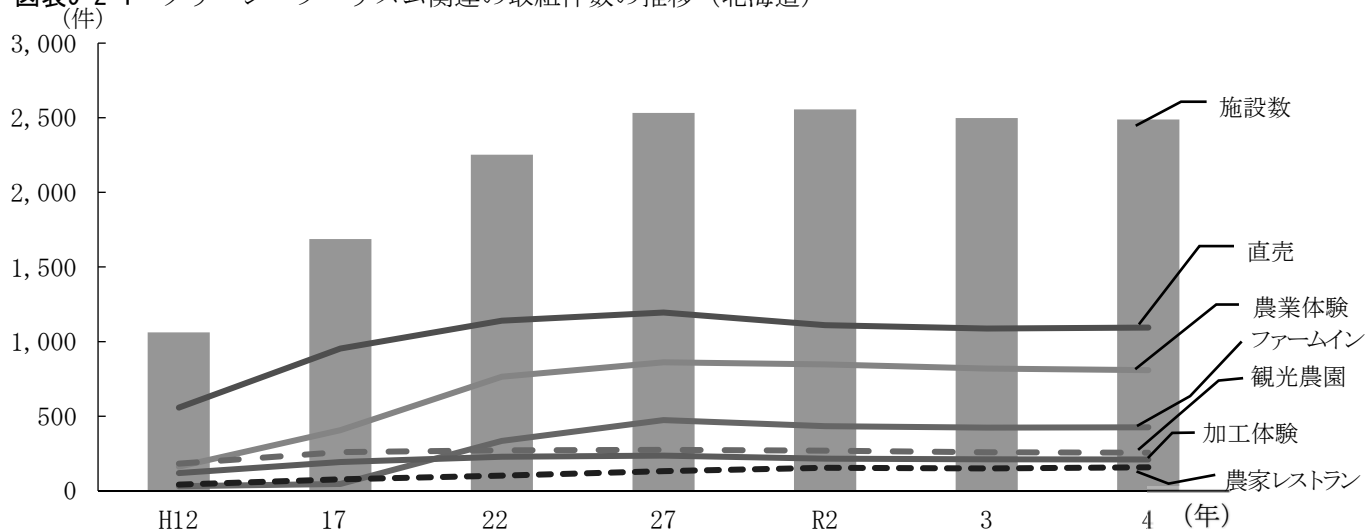
(美しい景観と地域の食を活かしたグリーン・ツーリズムの推進)

グリーン・ツーリズムは、都市住民が農山漁村の自然や文化に触れ、そこに暮らす人々との交流を通じて、農林漁業・農山漁村への理解を深めるとともに、交流人口の増加や定住促進、6次産業化などによる新たなビジネスの創出を通じた、地域の所得、雇用の拡大に、大きな効果が期待されています。

道内のグリーン・ツーリズム関連施設は、平成12年（2000年）の1,062件に対し、令和4年（2022年）には約2.3倍の2,488件に増加しており、道内各地で美しい農村景観や地場農産物等を活用し、来訪者のニーズに応える多様な取組が行われています。

道内では34市町村において、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（農村休暇法）に基づく「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画（市町村計画）」を策定し、グリーン・ツーリズム関連施設の整備を進めています。

図表9-2-1 グリーン・ツーリズム関連の取組件数の推移（北海道）



(単位：件)

区分	施設数	主な施設形態の内訳					
		ファームイン	農家レストラン	農業体験	加工体験	観光農園	直売
H12年	1,062	32	43	163	120	183	559
17	1,687	46	78	407	193	260	954
22	2,252	335	102	765	229	272	1,140
27	2,532	475	132	862	237	275	1,195
R2	2,556	434	155	848	216	270	1,110
3	2,498	424	151	820	212	259	1,088
4	2,488	426	158	809	211	256	1,094

資料：北海道農政部「グリーン・ツーリズム関連施設調査」（H12～H31年1月現在、R2～R4年3月現在）

(3) 農村ツーリズム

(多様な主体による地域ぐるみの「農村ツーリズム」の推進)

これまで、グリーン・ツーリズムは主に農林漁業者の取組として推進されてきましたが、近年、農家戸数の減少や経営規模の拡大が進み、人手不足が深刻化する一方で、旅行形態の多様化や農山漁村での多様な体験を求める旅行者が増加してきていることから、道では、より幅広い視点でグリーン・ツーリズムを捉え直し、農林漁業者を含む地域の多様な主体が地域ぐるみで連携して、豊かな自然や新鮮でおいしい食、農林漁業や地域の歴史・文化体験などを提供する取組を「農村ツーリズム（農たび・北海道）」として推進しています。道内では、農山漁村の農家民宿等に滞在し、農業や農村の暮らしを体験する教育旅行の取組に加え、農作業体験や農産物加工体験、郷土食の提供、豊かな自然環境の中でのアウトドアや健康・美容体験を組み合わせるなど、農山漁村が持つ地域資源を有効に活用した取組が進められています。

また、令和3年度（2021年度）には、関係機関や農泊に取り組む団体がより一層連携できるように「北海道農泊推進ネットワーク会議」を設置し、農村ツーリズムの推進に向けた情報共有や裾野拡大などに取り組んでいます。

～ 農たび・北海道ネットワーク研修会の開催 ～

道では、農山漁村地域において、地域の農林漁業に根ざし豊かな資源を活用した滞在型観光として、旅行者を地域ぐるみで受け入れる「農村ツーリズム（愛称：農たび・北海道）」の推進を図るため、「農たび・北海道ネットワーク研修会」を札幌市内の会場とオンライン併用で令和4年（2022年）12月14日（水）に開催しました。当日は、台北市の民間企業をはじめ、農村ツーリズムの関係団体や実践者、農村ツーリズムに興味を持つ約170名の参加がありました。

研修会では、北広島市の「北海道ボールパーク Fビレッジ」を核としたプレミアムバス「Fビレッジクルーザー」による観光連携のコンテンツの募集など、新しい動きや今後の活動に役立つ各種情報の提供が行なわれたほか、鶴居村の小さな村で暮らす旅をテーマとした子連れワーケーション（旅育）の取組などの事例紹介やパネルディスカッション、札幌大谷大学の学生による学生ならではの発想力を生かした農村ツーリズムのPR企画の発表が行なわれました。

研修会終了後のアンケートでは、「各地域の実践者の特色ある活動の話が聞けて地域ぐるみの重要さを痛感し、連携した取組をしたいと感じた」との声が寄せられました。

道では、引き続き、ネットワークを活用した研修会などを通じて、農村ツーリズムに係る最新情報や優良事例を紹介するなど、農村地域が一層、活性化するよう取り組んでいきます。



Fビレッジクルーザーの情報提供



講師と参加者との意見交換



学生による農たびを広める企画発表

3 愛食運動の展開

(1) 地産地消

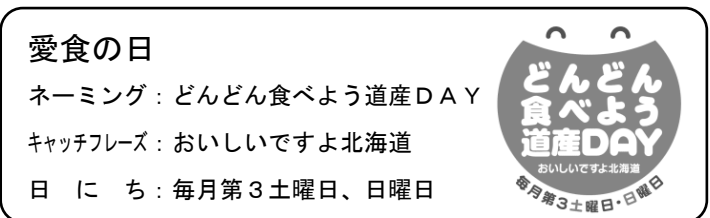
(愛食運動を道民運動として推進)

食に対する消費者の関心が高まり、生産者と消費者の信頼関係の構築や地域に根ざした食文化を継承・発展させていくことが求められる中、道では、平成9年（1997年）8月、生産者団体、経済団体、消費者団体等で構成する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を設置し、関係者が一体となって地産地消や食育等を総合的に推進する「愛食運動」を道民運動として展開しています。

(地産地消の推進)

道内における地産地消を一層推進するため、平成16年度（2004年度）から、毎月第3土曜日、日曜日を「愛食の日」とし、ロゴマークを使用した普及啓発活動を展開しています。

図表 9-3-1 「愛食の日」ロゴマーク



この「愛食の日」は、地元でとれた農林水産物を選び、家族や仲間等で楽しく味わいながら、地元食材の良さを再認識し、食の大切さやあり方を見つめ直してもらうことをねらいとしており、道産食材の購買を促進するため、量販店等の流通関係者と連携して「とんどん食べよう道産DAY」のPRを行っています。

また、地産地消や道産食材の普及拡大を図るため、Facebook「とんどん食べよう北海道」を活用して北海道の食に関する情報を発信しています。

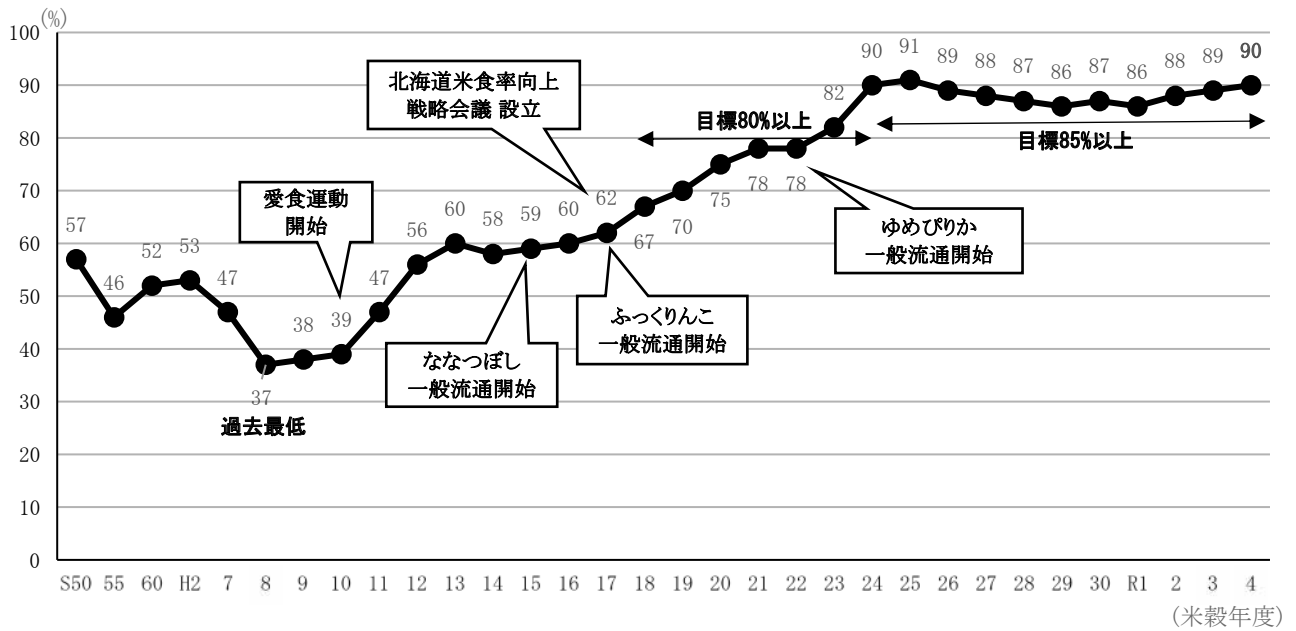
このほか、道産食材の利用促進を図るため、道産食材を活用したこだわりの料理を提供する道内の外食店や宿泊施設を認定する「北のめぐみ愛食レストラン」は、令和5年（2023年）3月末現在で、320店舗となっています。

(目標を上回る北海道米の道内食率)

道では、道内における北海道米の消費拡大を図るため、平成17年（2005年）に農業団体や流通団体等とともに「北海道米食率向上戦略会議」を立ち上げ、北海道米の道内食率（道内の米消費量に占める北海道米の割合）を85%以上確保することを目標に、地域のイベントやスーパーマーケット等と連携したPR、販売促進のほか、幅広い年齢層に向けた食育講座の開催などに取り組んでいます。

こうした取組や、良食味米「ゆめぴりか」の登場などにより、近年、道内食率は目標とする85%を超える高い水準で推移しており、令和4米穀年度（令和3年（2021年）11月～4年（2022年）10月）についても90%と目標を上回りました。

図表9-3-2 北海道米の道内食率の推移



資料：北海道農政部調べ
 注：米穀年度は前年11月から10月まで。

(道産小麦利用転換(麦チェン)の推進)

道産小麦の需要拡大には、製粉や加工、小売店や飲食店における道産小麦の活用を促進し、道民が道産小麦製品を利用する機会を拡大することが重要です。

このため道では、道内で加工・消費される小麦を輸入小麦から道産小麦へと転換していく「麦チェン!北海道」の取組として、道産小麦を使用した商品を積極的に提供している店舗を「麦チェンサポーター店」として認定し、道のホームページなどでPRしています。

麦チェンサポーター店は、令和5年(2023年)3月末現在で、パン・菓子店を中心に339店舗となっています。

図表9-3-3 麦チェンサポーター店用木版プレート



図表9-3-4 麦チェン!シンボルロゴ



(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に対する道産食品への応援)

令和2年(2020年)以降、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、外出自粛や観光客の減少、北海道物産展等のイベントの中止などにより、道産食品においても、売上げの低迷や過剰在庫の発生等の影響がみられました。

こうした中、道内では、道のほか、民間企業や関係団体を中心に、インターネット・SNSを活用した道産食品の消費喚起や生産者・食品メーカーの情報提供などを通じて、企業の売上げ回復や販路の確保を応援する取組が広がり、道としても農水産物や加工品など道産食品を紹介するポータルサイト「がんばれ!道産食品」を設けるなど、道産食品の消費拡大に取り組んでいます。

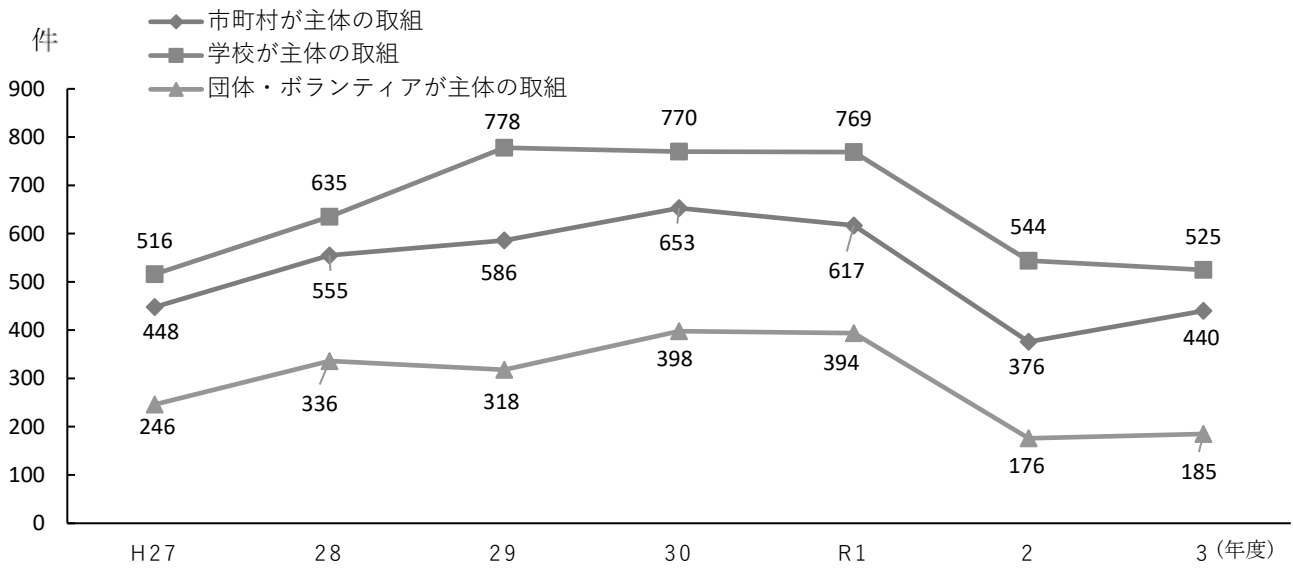
(2) 食育

(地域における多様な食育の継続的な推進)

食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるものとして位置付けられており、様々な経験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる取組として重要です。こうした中、国は、平成17年(2005年)6月に食育基本法を制定し、令和3年(2021年)3月に策定した「第4次食育推進基本計画」に基づき、食育を国民運動として推進しています。

また、道では、平成17年(2005年)3月に制定した食の安全・安心条例に「食育の推進」を位置付けるとともに、同年12月に全国に先駆けて「北海道食育推進行動計画」を策定し、「『食』の力で育む心と身体と地域の元気」を目標とする「第4次北海道食育推進計画」を平成31年(2019年)3月策定し、この計画に基づき、食育の推進に貢献する優良活動への表彰や、食品ロスの削減に向けた取組、食育に関わる様々な団体との連携による推進体制の強化など、総合的かつ計画的な食育の取組を進めています。こうした結果、道内各地では様々な主体による食育の活動が広がり、食育は道民の中に着実に根付いてきていましたが、令和2年(2020年)からは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集会型のイベントが開催できないなどの影響が見られました。令和3年度(2021年度)からはオンラインでの開催や少人数での開催など、開催方法が多様化したこともあり、食育の取組件数は前年に比べて増加の傾向が見られます。

図表9-3-5 道内の市町村、団体等の食育の取組件数の推移



資料：北海道農政部調べ

（地域の食文化を次世代に伝える食づくり名人制度の推進）

道では、地域でその土地ならではの農産物を作っている人、地域が誇るこだわりの加工品や郷土料理を作っている人など、地域の風土や食文化等を生かした北海道らしい食づくりを行っている方々を「食づくり名人」として登録する「北海道らしい食づくり名人登録制度」を平成17年度（2005年度）に創設しました。

令和5年（2023年）3月末現在、154名の食づくり名人を登録し、名人の方々の持つ豊富な知識や経験、技術等を広く公開することなどにより、多くの道民に北海道の食の豊かさを実感してもらうとともに、地域固有の食文化や伝統などが次の世代に受け継がれるよう努めています。

（3）食品ロスの削減

（食品ロス削減の取組）

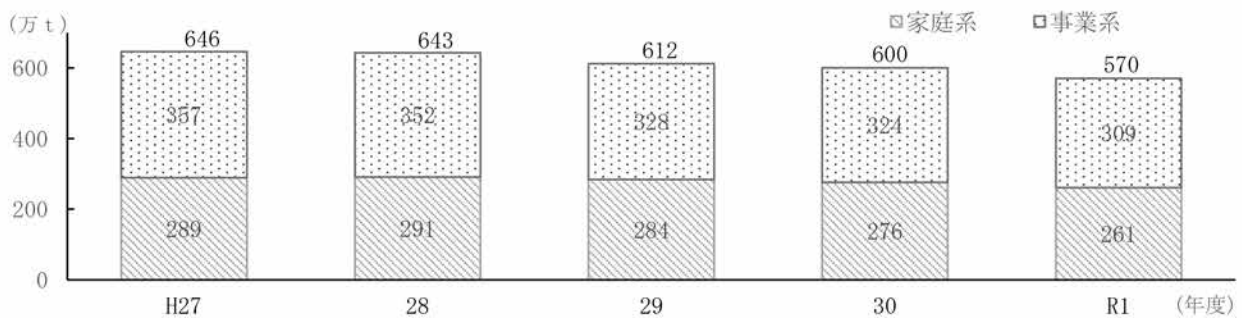
農林水産省の推計によると、令和2年度（2020年度）の日本の食品ロス量は約522万トンで、国際連合が発表している世界全体の食料援助量約420万トンの1.4倍もの量に相当し、国民1人当たり、毎日、おおよそ茶碗1杯分のご飯に相当する量を捨てていることとなります。

このような現状を踏まえ、国は、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行するとともに、令和2年（2020年）3月に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を公表し、国、地方公共団体、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとしました。

道では、食品ロスの削減に向けて、道民全体で食べ物の大切さ、食やそれに携わる方々への感謝、環境保全への意識を共有し、それぞれの立場で具体的な行動を実践することが大切と考え、平成28年（2016年）11月から「どさんこ愛食食べきり運動」を展開し、食べ物に感謝を込めて、「おいしく残さず食べきろう」をスローガンに、家庭や外食での食べ残しを減らすための啓発など食品ロスの削減に向けた取組を、企業や団体、市町村、大学等と連携しながら進め

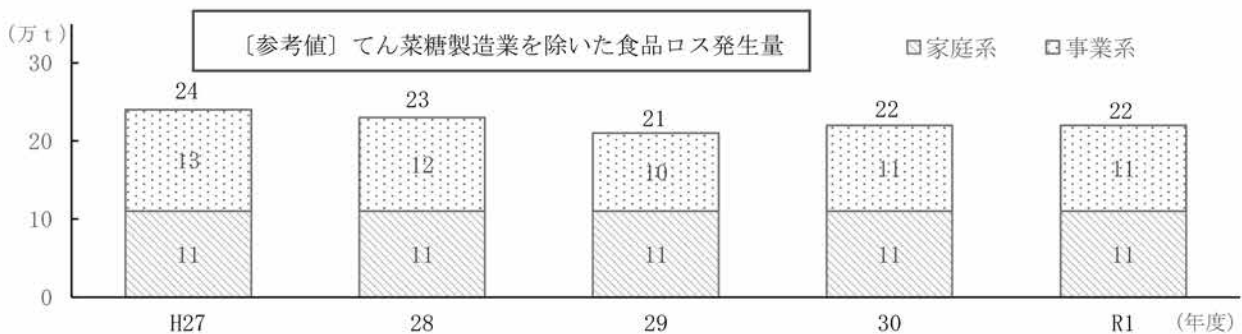
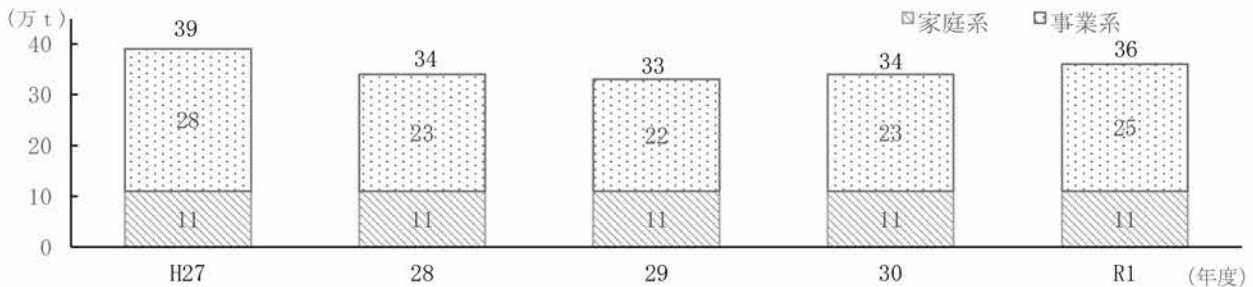
ています。また、令和2年（2020年）2月には、この運動の幅広い周知と事業者の取組を消費者に促すことを目的として、食品ロスの削減に取り組む道内の飲食店・宿泊施設、食品小売店等の食品関連事業者を協力店として登録する「どさんこ食べきり協力店制度」を創設しました。さらに、令和3年（2021年）3月には、北海道の食品ロスの削減を推進するため、広く道民の方々へ理解と行動する際の指針となるよう「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に努めています。

図表9-3-6 全国の食品ロス発生量



資料：農林水産省、環境省

図表9-3-7 北海道の食品ロス発生量



資料：北海道農政部調べ

※ 北海道の食品ロス量は、国の手法にならい、食品リサイクル法に基づく定期報告や、環境省が市区町村を対象に行っている食品廃棄物等の調査結果等を基に推計。

道内の食品製造業の食品廃棄物等発生量は、ビートパルプを主とするてん菜糖製造業の副産物が大きな割合を占めていることから、てん菜の生産量による影響が大きいため、てん菜糖製造業を除いた食品ロス発生量についても参考値として公表。

～「どんどん食べよう北海道 地産地消を応援！」 ポスターコンテストの実施 ～

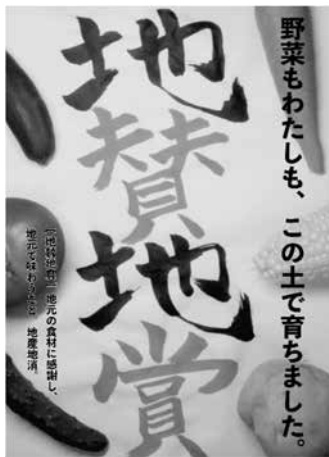
広大な大地や豊かな海に囲まれ、四季を通じてさまざまな食材に恵まれた「おいしさの宝庫」北海道。道では、地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」に対する道民意識の醸成を図ることを目的として、ポスターコンテストを実施しました。

地産地消に対する意識は、特に若年層に低い傾向がみられることから、若年層が地産地消について考える契機となる取組として一般の部に加えて高校生以下の部を設けて実施したところ、道内外から応募があった全96作品（一般の部66作品、高校生以下の部30作品）のうち、30歳未満の若い年代からの応募が約8割を占め、素晴らしい発想力と見事な表現力で地産地消の想いが溢れる素敵な作品が集まりました。

【入賞作品一覧】（敬称略）

区 分	一般の部		高校生以下の部	
	制作者名	職業/学校名	制作者名	学校名
最優秀賞	我妻 ありす	札幌大谷大学3年	宮ヶ原 優仁	伊達市立伊達小学校2年
優 秀 賞	阿部 麗花	東海大学3年	竹部 孝哉	北海道富良野緑峰高校3年
			伊藤 百夏	北海道新十津川農業高校2年
	松比良 恵子	自営業	尾江 穂乃華	市立札幌平岸高校2年
佳 作	橋口 里紗 (WEBデザイナー) 他6名		北島 美咲	北海道札幌国際情報高校1年
			長嶺 紗由奈 (北海道札幌東高校1年) 他2名	

一般の部 最優秀賞



我妻 ありす さん

高校生以下の部 最優秀賞



宮ヶ原 優仁 さん



表彰式(令和4年(2022年)12月27日)

誌面の都合で、最優秀賞作品のみのご紹介となりましたが、ホームページには優秀賞及び佳作を受賞した作品を掲載していますので、こちらも是非ご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/133069.html>



～ 「農」と「食」を繋ぐ多様なサポーターづくり（石狩） ～

石狩管内は、多様な農畜産物やそれらを使用した加工品など、魅力ある食材が多く存在しており、また、大消費地である札幌市を抱えていることから、新鮮な農畜産物を供給することが可能な地域です。

このため、石狩振興局では、石狩産農畜産物の幅広いPRと魅力を発信するサポーターを増やす取り組みを行いました。

令和4年（2022年）9月には、野菜や果物の栄養や料理法などの専門知識を持った野菜ソムリエの団体である「野菜ソムリエコミュニティ札幌」と連携し、野菜ソムリエを対象に、季節の農畜産物を供給する「恵庭農畜産物直売所かのな」の取組の紹介や、指導農業士の農場で農作業体験などを行いました。当日の体験の様子や感想などは参加者のSNS等で発信されたところでした。

また、12月には、野菜ソムリエや生産者、農業協同組合等を対象とした研修会を開催し、札幌保健医療大学の荒川教授による講演や管内2か所の直売所の取組を紹介したほか、野菜ソムリエ考案の石狩産農畜産物を使用した料理を試食しながら、管内の農畜産物のPRに必要な課題や対策について意見交換を行いました。

さらに、管内の農畜産物の知名度向上や消費拡大を目指し、若い世代に地産地消への理解を深めてもらうため、将来シェフや飲食店勤務を目指す学生が在籍する「札幌ベルエポック製菓調理ウェディング専門学校」と連携し、石狩管内の特徴である「都市近郊農業」の利点を生かした生産・販売について食育授業を行いました。

■食育授業の内容

実施回数	実施時期	実施場所	概要
第1回目	5月19日	石狩市	生産ほ場での農作業体験、直売所視察（ブロッコリーと水稲）
第2回目	6月23日	札幌市	学校内での専門家による実習（食肉カット技術など）
第3回目	7月20日	札幌市	生産ほ場での管理・収穫体験等（ブルーベリーとさくらんぼ等）
第4回目	9月29日	当別町	生産ほ場での収穫体験、直売所視察等（キャベツとてん菜）
第5回目	10月11日	新篠津村	農作業体験と調理実習、直売所視察等（水稲と地域食材調理）



野菜ソムリエによる
オクラの刈り取り体験



野菜ソムリエ考案レシピ
（ブロッコリーを使用）



当別町の直売所視察
（野菜の特徴を聞き取）



新篠津村での稲刈り体験
（普及員が稲の扱いを指導）

～ 首都圏での「北海道るもいフェア」の開催（留萌） ～

留萌地域では、多種多様な農畜産物が生産されていますが、統一ブランドが無く、地域と農畜産物の双方とも知名度が低いことが課題となっていました。

そこで、振興局では、道経済部の事業を活用して、令和4年（2022年）12月1日～25日にかけて、コーチャンフォー若葉台店（東京都）、つくば店（茨城県）の2店舗にて「北海道るもいフェア」を開催しました。

フェア開催中の12月10日、11日の2日間、同若葉台店にて、るもい農業協同組合や苫前町と連携して、ルルロッソ等の特産品のパンフレットの配布や苫前産米のプレゼント、るもい農業協同組合公式SNSへの勧誘など、るもい産農畜産物のPR

来店者からは「るもいを初めて知りました」、「お米を食べる楽しみです!」、「地域に触れられるツアーを希望します」などの声が寄せられました。

振興局では、令和5年度（2023年度）以降も、振興局独自事業を新たに立ち上げ、るもい農業協同組合や管内の市町村と連携して、るもい産農畜産物のブランディングや販路拡大に取り組んでいきます。



フェアでのPR状況

～ 釧路デーリィディスプレイ（釧路） ～

釧路総合振興局では、新型コロナウイルス感染症の影響などで牛乳・乳製品の需要が落ち込み、特に学校給食がなくなるゴールデンウィークは、生乳廃棄の懸念が高まっていたことから、北海道農政事務所釧路地域拠点やホクレン釧路支所、北海道農業協同組合中央会根釧支所、釧路農業協同組合連合会と連携し、令和4年（2022年）4月23日（土）～5月8日（日）に、イオンモール釧路昭和店で、牛乳・乳製品に関する展示「釧路デーリィディスプレイ」を実施しました。



釧路管内産の牛乳・乳製品のパッケージを展示したほか、パネルを用いて牛乳・乳製品を使ったレシピの提案と生乳需給の仕組みの説明を行いました。

また、根釧ソフトクリームマップと根釧チーズマップは、連休中のドライブに使用できると非常に好評であり、約400枚を配布し、消費喚起を図りました。

4 農業・農村への道民理解

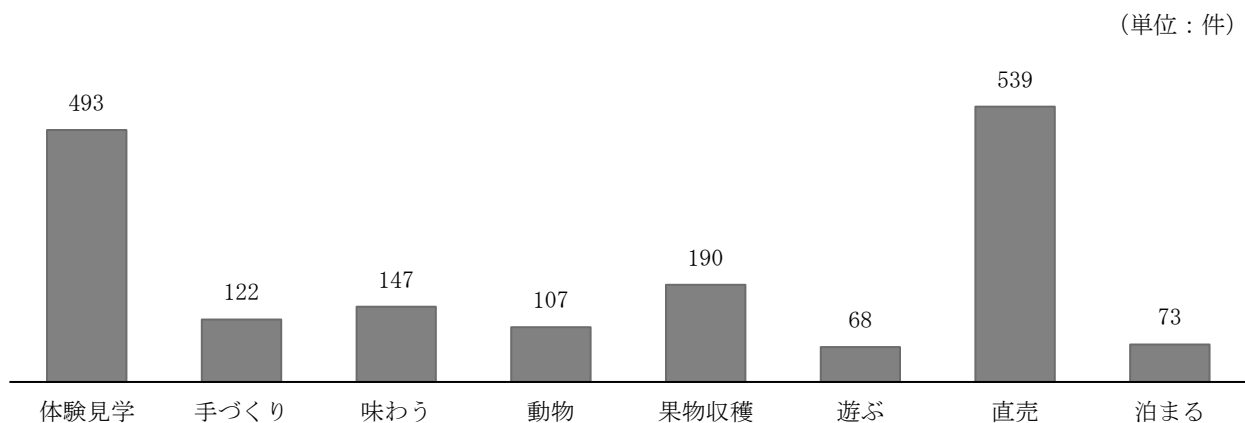
（ふれあいファームと地域が取り組む交流活動の促進）

道では、農業・農村への理解の促進や、地域の活性化を図る取組の一環として、都市住民との交流活動等に意欲的な農業者を「ふれあいファーム」として登録しています。

ふれあいファームは、道民に気軽に農場を訪れてもらい、農業体験や農業者の方々との語りを通して、日頃接する機会の少ない農業の実際の姿に触れ、農村の魅力を感じてもらう交流の拠点としての役割を果たしています。

平成9年度（1997年度）に登録を開始して以来、農村と都市をつなぐ交流の場として、令和5年（2023年）3月末現在で、774農場が登録され、田植えや収穫、乳牛の搾乳などの農作業体験のほか、バターやそば打ち等の手づくり体験、農産物の直売など、農業者の創意と工夫をこらした様々な取組が行われています。

図表9-4-1 ふれあいファームの取組内容（北海道）



資料：北海道農政部調べ（令和5年（2023年）3月末現在）

注：1）農場によっては複数の取組内容を設けているところがある

2）体験見学：田植え・稲刈り、ジャガイモの収穫、草取り、農業施設見学など

3）手づくり：豆腐、チーズ、バター、ジャム、そば打ち、ドライフラワーなど

4）味わう：アイスクリーム、自家製ソーセージ、ファームレストランでの食事など

5）動物：乗馬、羊毛刈り、牛の乳搾りなど

6）果物収穫：りんご、さくらんぼ、ぶどう、なしなど

7）遊ぶ：歩くスキー、かんじきツアー、フットパスなど

8）直売：農産物、農畜産加工品（つけもの、バター、チーズなど）





9）泊る：ファームイン、キャンプなど

（農業・農村に対する幅広い理解を促進）

平成10年（1998年）に道内の農業団体や経済団体、消費者団体等により設置された「農業・農村ふれあいネットワーク」では、道民の農業・農村に対する幅広い理解を促進するため、ラジオ放送による情報発信や、小学校低学年、小学校高学年、中・高校生向けの動画を作成してインターネットで公開するなど、様々なPR活動を行っています。

また、道では、都市と農村、道民と農業者の架け橋として、農業者の活躍を始めとする農業・農村に関する様々な動きを伝える情報誌「confa（コンファ）」を発行しており、市町村の施設窓口や図書館、金融機関、病院等の施設への配付や道の駅、観光案内所、羽田空港等へ備え置きするとともに、道のホームページでの公開やInstagram・Facebookによる配信を通じて、広く道民の皆様に農業・農村に関する情報を伝え、理解を深めて貰うための取組を行っています。

図表 9-4-2 北海道農業・農村情報誌 confa（コンファ）

	<p>2022秋号（2022年10月発行）VOL. 59</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[特集] 有機農業・オーガニックの世界 ・キラリ★農業系高校（士幌高等学校） ・ふれあいファームへようこそ（後志南部編） ・農のある暮らし（えづらファーム） ・コンファ農業教室（有機農業）ほか 	<p>電子書籍形式</p> 
	<p>2023春号（2023年2月発行）VOL. 60</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[特集] 農を拓く、女性たち ・キラリ★農業系高校（富良野緑峰高等学校） ・ふれあいファームへようこそ（増毛町編） ・農のある暮らし（成田農園） ・コンファ農業教室（小豆の豆知識）ほか 	<p>電子書籍形式</p> 

農にまつわる情報を発信中！
confa 公式アカウント



Facebook



Instagram